ハ	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合
四	イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額
イ	特定納付費用見込額のうち第二号ロに掲げる額及び前号イに掲げる額の合算額を控除した額
ロ	組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額のうち第二号ハ及び前号ロに掲げる額の合算額を控除した額
ハ	算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たりの所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合